

## サステナビリティ経営の戦略法務第 9 回 – EU エコデザイン規則の発効 –

企業法務 & ヨーロッパ & 環境法ニュースレター

2025 年 1 月 6 日号

執筆者:

[渡邊 純子](#)

[j.watanabe@nishimura.com](mailto:j.watanabe@nishimura.com)

[藤井 康次郎](#)

[k.fujii@nishimura.com](mailto:k.fujii@nishimura.com)

[松岡 芹佳](#)

[s.matsuoka@nishimura.com](mailto:s.matsuoka@nishimura.com)

### I はじめに

欧州委員会が 2019 年に発表した成長戦略「欧州グリーン・ディール」<sup>1</sup>の一貫として、EU 域内市場に流通する製品の環境要件を定める EU エコデザイン規則 2024/1781 (Ecodesign for Sustainable Products Regulation - **ESPR**。以下「本規則」といいます。) <sup>2</sup>が、2024 年 7 月 18 日に発効しました。EU の「欧州グリーン・ディール」では、製品をできるだけ長く使い、再利用、リサイクル、再生をすることで、資源を経済システムの中でできるだけ長く循環させる「サーキュラーエコノミー (循環型経済)」への移行をその中核的な政策目標と位置付けており、本規則はそうした流れの中で成立したものです。

本規則は、旧エコデザイン指令 2009/125/EC に代わる規則として、2020 年 3 月 11 日に公表された欧州委員会の循環経済行動計画 <sup>3</sup>に沿って、エコデザイン要件の適用対象を域内市場に流通するほぼ全ての製品に拡大したほか、デジタル製品パスポートや、公的機関に対するグリーン製品の公共調達基準、売れ残った消費財の廃棄防止の枠組みの創設についても定めています。これにより、ほぼ全ての製品業種について、EU 市場向けに EU 域外で製品を製造・販売する EU 域外企業が本規則を踏まえた対応をすることが求められ、製品自身の設計もリサイクル等が容易となるようなものとすることが事実上要求されるため、多くの日本企業でも、場合により自社製品の従来のデザインや使用原材料、生産工程等の見直し、これらの情報開示の体制を含めた大がかりな対応が想定されることとなります。

また、EU 域内の消費者は、製品に関する環境配慮情報を考慮した上で購入を決定できるようになり、グリーンウォッシュが生じていないかが一層厳しく確認されることも予想されます。本稿では、本規則の内容について概説します。

<sup>1</sup> [https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal\\_en](https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en)

<sup>2</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32024R1781&qid=1719580391746>

<sup>3</sup> [https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy-action-plan\\_en](https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy-action-plan_en)

## II 本規則の内容

### 1. 目的

本規則は、EU 市場に投入される製品の循環率、エネルギー性能、リサイクル可能性及び耐久性などの環境持続可能性の側面を大幅に改善することを目的としており、これにより、地球環境の保護、持続可能なビジネスモデルの促進、及び EU 経済の総合的な競争力（製造、メンテナンス、リサイクル及び修理の各段階における新たな労働市場の創設を含みます。）とレジリエンスの強化を目指しています。本規則により、EU 各加盟国で異なる内容の規制が存在する状態を回避することが意図されております。

### 2. 適用対象製品

本規則は、部品や中間製品を含め、EU 市場において流通し又は使用に供されるあらゆる製品に適用されます。ただし、食品、飼料、医薬品（動物用も含みます。）、生きた植物、動物及び微生物、ヒト由来の製品、動植物の将来の生殖に直接関係する製品、他の法令で規制されている自動車等には適用されません。

### 3. 義務の内容

#### (1) エコデザイン要件<sup>4</sup>

対象製品は、委任法に規定されたエコデザイン要件に適合する場合にのみ、EU 市場に上市又は使用開始することができます。本規則の適用対象企業である経済事業者の具体的な義務は、後述（4）に記載のとおりです。本規則は枠組み規制であり、具体的な要件は、欧州委員会が今後採択する委任法によって設定されますが、欧州委員会は、優先される各製品群についての、エコデザイン要件を設定する時期に関する作業計画を策定することとされており、最初の作業計画は、2025 年 4 月 19 日までに採択される予定です<sup>5</sup>。なお、特に、経済事業者による廃棄禁止の対象として考慮される最初の製品群として、電気・電子製品を含めることを欧州委員会は考慮するものとされています。その後欧州委員会が採択する委任法によって、当該製品群の具体的なエコデザイン要件が規定されることとされており、最初の委任法は、2025 年 7 月 19 日以降の時期に発効することとされていますが、委任法に定められたエコデザイン要件の遵守が義務付けられるのは、原則として、委任法の発効日から 18 か月以上経過した日以降とされています。

<sup>4</sup> エコデザインとは、環境持続可能性の考慮を製品の特性及び製品のバリューチェーン全体で発生するプロセスに統合することを意味します。

<sup>5</sup> 2025 年 4 月 19 日までに採択される最初の作業計画において優先的に対象となる製品群は、鉄鋼、アルミニウム、繊維製品（特に衣料品及び履物）、マットレスを含む家具、タイヤ、洗剤、塗料、潤滑油、化学物質、エコデザイン要件が初めて設定される又はエコデザイン指令に基づき採択された既存の措置が新規則の下で見直されるエネルギー関連製品、情報通信技術製品及びその他の電子機器とされています。

**エコデザイン要件は、耐久性やリサイクル可能性等の製品側面<sup>6</sup>に関連するものであり、性能要件と情報要件に区別されます。**

| 要件   | 概要   |
|------|--|
| 性能要件 | 附属書 I に記載された製品パラメータに関連して、製品が一定の性能レベルを達成するための定量的又は定性的要件を意味する。                                     |
| 情報要件 | 製品に情報を添付する義務を意味する。最低限、後述のデジタル製品パスポート（DPP）及び懸念物質の追跡を可能とする情報を含むとされ <sup>7</sup> 、製品ラベルに関する規制も含まれる。 |

## (2) デジタル製品パスポート（DPP）

デジタル製品パスポートとは、製品のライフサイクル全体に関する情報をデジタル形式で記録・管理するシステムのことを指します<sup>8</sup>。本規則では、**対象製品は、デジタル製品パスポートが利用可能である場合のみ、EU市場に上市又は使用開始**することができ、対象製品を市場に上市する経済事業者は、顧客がデジタル製品パスポートにアクセスできるようにしなければならないとされています。また、経済事業者は、対象製品を市場に上市する際、デジタル製品パスポートのバックアップコピーを、独立した第三者であるデジタル製品パスポートサービス事業者を通じて入手できるようにしなければならないとされています。

## (3) 売れ残った消費財に関する情報開示及び廃棄の禁止

経済事業者は、売れ残った消費財の廃棄を防止するための措置を講じなければならないとされています。具体的には、以下の義務が規定されています。

- ① 売れ残った消費財を直接廃棄する経済事業者及び売れ残った消費財を廃棄させる経済事業者は、毎年、一年あたりに廃棄される製品の数量及び重量、廃棄の理由、再使用やリサイクルなどの工程のために引渡された廃棄製品の割合、廃棄を防止するための措置等についての情報を開示しなければならない（少なくともウェブサイト上での開示が必要とされる）<sup>9</sup>。
- ② **衣料品及び履物については、売れ残った製品を廃棄してはならない（2026年7月19日以降）。**

<sup>6</sup> 製品側面として、耐久性、信頼性、再利用可能性、アップグレード可能性、修理可能性、保守・改修の可能性、懸念物質の存在、エネルギーの利用とエネルギー効率、水の利用と水効率、資源の利用と資源効率、リサイクル材の含有、再製造の可能性、リサイクル可能性、材料回収の可能性、カーボンフットプリントや環境フットプリントを含む環境への影響、廃棄物の発生が定められています。

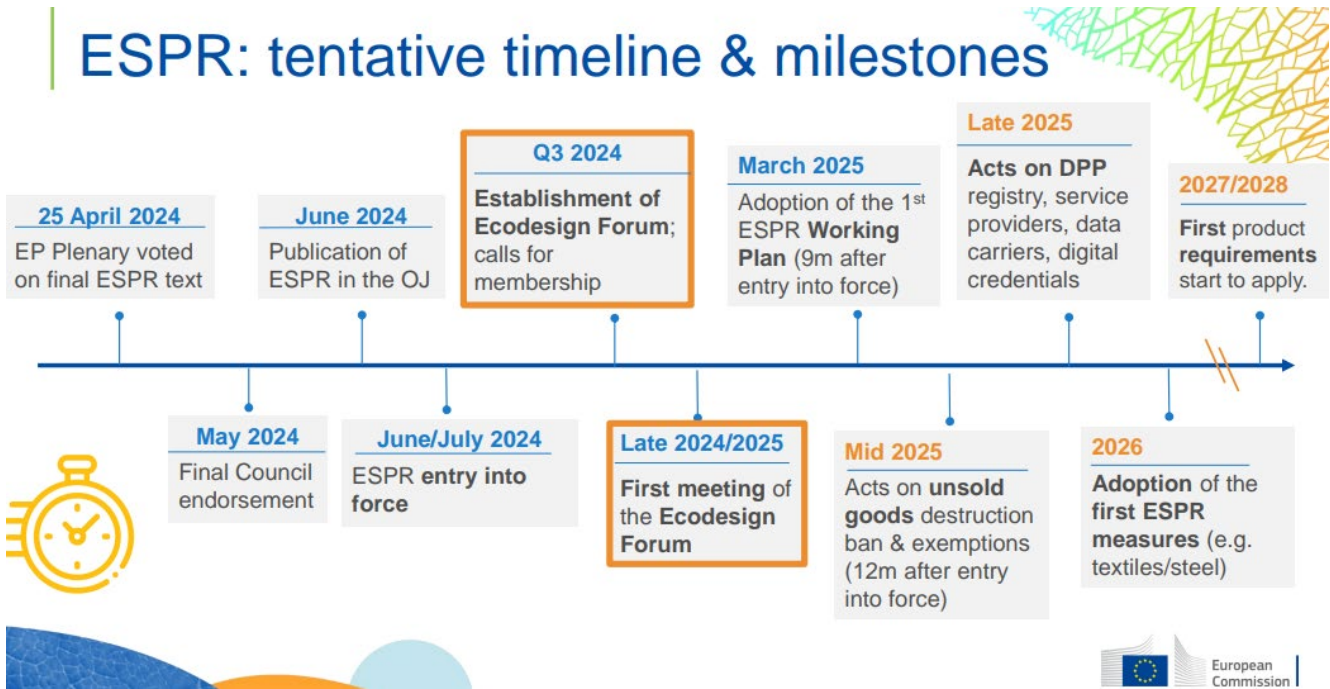
<sup>7</sup> また、適切な場合には、(i) 修理可能性スコア、耐久性スコア、カーボンフットプリント、環境フットプリントを含む、附属書 I の製品パラメータに関連する製品性能に関する情報、(ii) 環境への影響を最小限に抑え、耐久性を最適化するための製品の設置、使用、保守、修理の方法、関連する場合はサードパーティ製オペレーティングシステムのインストール方法、改修又は再製造のための製品の回収方法、使用済み製品の返却又は取扱方法に関する顧客及びその他の関係者向けの情報、(iii) 使用済み製品の解体、再利用、改修、リサイクル、又は廃棄に関する処理施設向けの情報、(iv) 製品の適切な使用、製品価値の維持のためのオペレーション、使用終了時の適切な処理を促すため、顧客の持続可能な製品選択、及び製造者以外の関係者による製品の取扱方法に影響を与える可能性のあるその他の情報を製品に添付することも要求するものとされています。

<sup>8</sup> デジタル製品パスポートに含めるべき具体的な情報は、今後採択する委任法によって決定されますが、固有の製品識別子、適合性に関する文書、懸念物質に関する情報等の情報が含まれるとされています。

<sup>9</sup> 当該情報開示に関する初めの委任法が、2025年7月19日までに採択予定とされています。

いずれも、零細企業及び小規模企業には適用されず、中規模企業には2030年7月19日から適用される予定です。

参考：本規則の施行等に関するタイムライン



(出典) European Commission “Ecodesign for Sustainable Products regulation (ESPR) Online Information Session 22 May 2024”<sup>10</sup>

<sup>10</sup> [https://commission.europa.eu/document/download/c5db3b9e-23ae-42c8-a50a-b549f20a377d\\_en?filename=2024\\_05\\_22\\_EC%20Presentation%20ESPR%20Webinar\\_final.pdf](https://commission.europa.eu/document/download/c5db3b9e-23ae-42c8-a50a-b549f20a377d_en?filename=2024_05_22_EC%20Presentation%20ESPR%20Webinar_final.pdf)

#### (4) 経済事業者の義務

本規則の適用対象企業である経済事業者が負う具体的な義務は以下のとおりです。

| 経済事業者        | 義務の内容   |
|--------------|---|
| 製造者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象製品を上市又は使用開始する場合、委任法に定められた性能要件及び情報要件を満たすこと、及びデジタル製品パスポートが利用可能であることを確保しなければならない。</li> <li>具体的には、対象製品を上市又は使用開始する前に、<b>委任法に規定される適合性評価手続きを実施</b>し、又はその実施を代行させ、要求される技術文書を作成しなければならない。対象製品が要件に適合していることがその手続きによって証明された場合は、EU 適合宣言書を作成し、CE マーキングを貼付する必要がある。</li> </ul>  |
| 輸入者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象製品について、委任法に定める要件に適合する製品のみを EU 市場に上市させなければならない。</li> <li>具体的には、対象製品を上市する前に、<b>①製造者が適合性評価手続きを実施し、技術文書を作成していること、②委任法に基いて要求される情報が添付されていること、及び③デジタル製品パスポートが利用可能であることを確認</b>する必要がある。</li> </ul>  |
| 卸売業者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象製品を市場で入手可能にする場合、適用される委任法に規定された要件に関連して、十分な注意を払って行動しなければならない。</li> <li>具体的には、対象製品を EU 市場で販売する前に、<b>①CE マーク又は委任法に従って採用された適合性マークを有すること、②デジタル説明書が添付されていること、並びに③製造者及び輸入者が上述の要件を遵守していることを確認</b>する必要がある。</li> <li>また、製品を市場で入手可能にする前に、当該製品が委任法に規定された要件に適合していない又は製造者が当該要件に従っていないと考える若しくはそう信じる理由がある場合、その製品が<b>要件に適合するまで、又は製造者が要件を遵守するまで、製品を市場で入手可能にしてはならない</b>。</li> <li>卸売業者が既に市場に提供した製品が、委任法に規定された要件に適合していないと考える又はそう信じる理由がある場合は、その製品を<b>要件に適合させるための是正措置</b>をとり、必要な場合には<b>撤退又はリコール</b>を実施しなければならない。</li> </ul> |
| 小売業者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>通信販売の場合も含め、<b>顧客及び潜在顧客が関連情報及びデジタル製品パスポートにアクセスできるようにしなければならない</b>。</li> <li>また、通信販売の場合を含め、以下の義務を負う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) ラベルを、顧客に見やすい方法で表示すること</li> <li>(b) ラベルに含まれる情報を、委任法に従って、特定のモデルの視覚的広告又は技術的販促資料の中で参照すること</li> <li>(c) エコデザイン要件に関しラベルに記載される情報について、顧客を誤認または混乱させる可能性のあるその他のラベル、マーク、シンボル、または刻印を提供又は表示しないこと</li> </ul> </li> </ul>   |
| サプライチェーンアクター | <ul style="list-style-type: none"> <li>要求に応じ、製造者、認証機関、管轄当局に対して、自社が提供する製品又はサービスに関する入手可能な関連情報を提供しなければならない。</li> </ul>   |

## (5) グリーン公共調達

本規則は、公共調達にもエコデザイン要件が適用されることを定めています。具体的には、対象製品の購入、又は対象製品が契約の主たる活動に使用される工事若しくは役務の購入に際しては、欧州委員会の定める最低要件に従った契約を締結する必要があります。欧州委員会が、技術仕様書、発注基準、契約履行条件、目標値等の形で、最低要件を定める権限を有することとされています。

## 4. 罰則

EU 各加盟国において、本規則の違反に適用される罰則を定め、その履行を確保するために必要なあらゆる措置を講じることとされています。加盟国が定める罰則は、効果的かつ比例的で抑止力のあるものでなければならず、少なくとも(i)罰金及び(ii)調達手続きへの一時的な参加停止を課すことができるとされていますが、罰則の最低基準は本規則には定められていません。

## III 日本企業への示唆

本規則は、EU 域内で流通するほぼ全ての製品に適用されるため、EU 向けに製品を販売する多くの業界の日本企業に対して大きな影響を及ぼすことが想定されています。**日本企業が、EU 域内に製品を輸出する場合には、製品の製造段階においてエコデザイン要件を遵守の上、適合性評価手続きを行うことが必要となるほか、EU 域内の子会社等を通じて対象製品の輸入者や販売者となる場合には、製造業者が当該要件を遵守していることを確認する必要が生じることとなります。**また、売れ残った消費財の廃棄に関する規定が設けられており、**衣料品及び履物について売れ残り品の廃棄が禁止されることから、特に、繊維・アパレル業界に対する影響も大きい**と考えられます。

具体的な要件は、今後欧州委員会によって制定される委任法によって定められますが、今後の委任法制定の動き及びその内容を適時に把握した上で、適用開始に向けた準備を進めることが重要となります。EU マーケットへのアクセスを存続させるため、出来るだけ早期に、各製品について要求される具体的要件を確認し、自社の製品を準拠させる上で必要になる点の検討を開始することが肝要となります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)